

第10次静岡県長寿社会保健福祉計画の概要

計画の概要

<計画の位置付け>

- 「静岡県老人福祉計画」と、「静岡県介護保険事業支援計画」を一体的に策定
- 「静岡県の新ビジョン(総合計画)」の分野別計画

<計画期間>

2024年度から2026年度までの3年間

<基本目標(理念)>

地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現

現状と課題

<人口推計>

- 2040年を見通すと85歳以上人口が急増する一方で、生産年齢人口は急減

区分	2022年	2025年	2040年
総人口	3,582,194人	3,506,064人	3,094,264人
65歳以上	1,091,752人	1,118,938人	1,160,801人
75歳以上	581,970人	666,318人	681,130人
85歳以上	195,503人	222,384人	318,203人

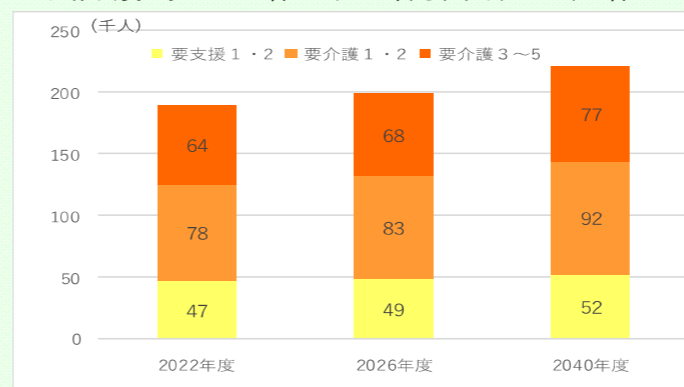
<認知症高齢者の推計>

- 認知症高齢者は、2040年までに約25万人まで上昇

2022年	2025年	2040年
187,781人	212,598人	248,411人

<要介護認定者数の推計>

- 要支援・要介護認定者は増加の一途
- 要介護3以上の増加率が最も高く約20%増



<主な課題>

- 地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを基盤として「支える側」「支えられる側」という関係を越えた多様な主体の取組が必要
- 高齢者の意欲や能力を最大限生かし、社会参加・生きがいづくりの促進とともに、健康づくりや効果的な介護予防の推進、重度化防止の取組が必要
- 認知症の人やその家族の視点を重視し、地域住民が支え合いながら共生する地域づくりに取り組む必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を見据えた医療・介護連携の推進と人材の確保、需要に応じたサービスや介護施設の充実が必要

<策定の趣旨>

本計画においては、現計画の基本目標(理念)と施策体系は維持し、これまでの施策をベースとしつつ、以下の事項に係る施策を充実して策定する。

- ①地域包括ケアシステムの深化に向けた取組 (障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進、地域リハビリテーション提供体制の強化、認知症に関する正しい理解促進、保険者機能の強化 等)
- ②中長期的な介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備 (医療・介護連携の強化、在宅生活を支えるサービスの充実 等)
- ③介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

計画の主な内容

施策の柱	施策の方向性	施策の柱	施策の方向性
第1 誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの個性や多様性を尊重し認め合い、地域で共に支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識醸成 ・福祉の分野を越えた包括的な相談支援、参加支援などの体制整備を促進 ・市町における住民主体の支え合い活動の創出を支援 ・多様な就業機会の提供や働くことなどを通じた高齢者の生きがいづくりを促進 ・多様な住まいと住まい方が選択できる環境づくり 	第4 在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護双方のニーズを持つ高齢者への多職種連携による効果的なサービス提供体制の構築と、医療・介護の連携強化の推進 ・在宅医療の充実及び在宅医療を担う人材の育成を支援 ・県民のACP(人生会議)に対する理解促進及び医療・介護関係者を対象としたACPに対する知識習得を支援 ・在宅や介護施設での看取りに向けた多職種連携体制の強化
第2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・予防期、入院から退院、その後の在宅復帰まで切れ目なく効果的なリハビリテーションを提供できる多職種連携体制の強化 ・かかりつけ医やケアマネジャー等専門職の地域リハビリテーションに関する意識向上や、地域リハビリテーションサポート医・推進員の養成と訪問リハビリテーションに対応する人材の育成 ・介護予防に資する通いの場の設置や、専門職の関与を増やすことにより通いの場の魅力を高め、高齢者の参加を促進 ・社会健康医学の研究成果を活用した先進的な施策の推進 	第5 自立と尊厳を守る介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年を見据えた在宅・施設のバランスのとれた介護サービス基盤の整備を支援 ・介護サービス事業者等に対する指導等の実施などにより、個別ケアなど質の高い介護サービスの提供のほか、法令順守、虐待防止、身体拘束の廃止を実現 ・利用者自らがサービスの種類や事業者を選択できるよう支援するとともに、家族介護者の介護力の向上と負担軽減を支援 ・<u>保険者が行う介護給付適正化のための事業(要介護認定の適正化、ケアプラン等点検など)の実施を支援</u>
第3 認知症とともに暮らす地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解促進の強化 ・認知症予防の意識醸成と、認知症の発症遅延、早期発見・早期対応につながる取組を促進する環境づくり ・適時・適切に切れ目のない医療・介護等が提供される支援体制の充実 ・若年性認知症に関する正しい理解の促進と、若年性認知症の人の就労や社会参加等の支援 	第6 地域包括ケアを支える人材の確保・育成・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な介護人材を確保するため、新規就業の促進、介護の仕事への理解促進、職場定着を柱とした様々な取組を推進 ・外国人介護人材の確保・定着に係る一体的な支援 ・介護現場の生産性向上に資する相談対応や助言等をワンストップで行う総合的な支援 ・ケアマネジメントの質の向上とケアマネジャーの確保 ・高齢者の日常生活などを支援する総合事業等を担う多様な人材の確保・育成